

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年9月2日

和泉市監査委員 船富 康次
和泉市監査委員 埴田 英伸

令和 7 年度定期監査第 3 次分の監査結果に基づく措置状況

令和 7 年度定期監査第 3 次分の監査結果に基づく措置状況

1. 監査報告書 令和 8 年 5 月 2 1 日付け監査報告第 1 8 号

2. 監査対象 1 6 課 2 4 室 5 事務局 1 美術館

- | | |
|-------------|---|
| ○危機管理部 | 危機管理課 |
| ○市長公室 | 秘書課、広報・協働推進室、政策企画室、人事課 |
| ○総務部 | 総務管財室、財政課、税務室、滞納債権整理回収課、契約検査室、人権・男女参画室 |
| ○環境産業部 | 環境政策室、産業振興室 |
| ○福祉部 | 福祉総務課、障がい福祉課、生活福祉課、高齢介護室 |
| ○市民生活部 | 市民室、保険年金室、くらしサポート課 |
| ○こども・健康部 | 子育て支援室、健康づくり推進室（病院事業会計除く） |
| ○都市デザイン部 | 都市政策室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室 |
| ○会計室 | |
| ○議会事務局 | 総務課 |
| ○行政委員会総合事務局 | 選挙管理委員会事務局、監査事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局、農業委員会事務局 |
| ○教育・こども部 | 教育総務課、学校管理室、学校教育室、こども未来室 |
| ○生涯学習部 | 生涯学習推進室、文化遺産活用課、久保惣記念美術館 |
| ○消防本部 | 総務課（警備課・警防課含む）、予防課 |
| ○上下水道部 | 経営総務課、お客さまサービス課、水道施設室 |

※措置状況の報告については、機構改革後の組織名を記載しています。

3. 着眼点

①業務委託・賃貸借契約事務について

契約方法（入札又は随意契約）や支出の時期及び金額は適切か。また、検査検収は適切に行われているか。

②システム利用料について

契約方法（入札又は随意契約）や支出の時期及び金額は適切か。

③現金の取扱いについて

公金及び準公金の取扱いが、「和泉市公金管理規程」及び「和泉市準公金事務取扱規程」に基づき、適正に行われているか。

④各部署における個別資料について

個別資料に基づき、進捗状況等を確認し、着実に事務事業を遂行しているか。

4. 監査結果の基づく措置状況等

監査対象機関	指摘事項	措置内容
環境産業部 産業振興室	観光おもてなし処管理運営等委託契約について、契約書の個人情報に関する条項が「個人情報の保護に関する法律」の改正を踏まえた内容に改正されていなかった。改正法令に基づき、適切に事務処理をされたい。	観光おもてなし処管理運営等委託契約書の該当する条項を変更するため、受託者と協議し「覚書」を締結することで対応しました。 今後は、契約書の作成時には必ず最新の契約書のひな形を確認するなど再発防止に努めます。

監査対象機関	指摘事項	措置内容
市民生活部 くらしサポート課	無料法律相談委託について、契約書に個人情報取扱特記事項が添付されていなかった。 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に事務処理をされたい。	改めて契約書に個人情報取扱特記事項を添付して4月1日から適用するものとした覚書を締結しました。 今後は、1つのファイルとして管理することで同様の事象が発生しないようにいたします。

監査対象機関	指摘事項	措置内容
こども・健康部 子育て支援室	地域子育て支援センター事業業務委託において、契約書条項第14条では「受注者は、毎月の業務が完了したとき、発注者に対して業務完了届及び事業実績報告書を提出しなければならない。」と定められているが、業務完了届については、上半期及び下半期の支払時に、半期分をまとめて提出されていた。また、事業実績報告書については1年分をまとめて提出されていた。契約条項に基づき、適切に事務処理をされたい。	毎月の業務完了届及び事業実績報告書を受理し、契約条項に基づき、事務処理を行いました。 今後は、契約条項の精読、提出期限の周知徹底による認識の高揚に加え、チェックリストの作成や確認作業のルーティーン化などにより、適切に事務を処理します。

監査対象機関	指摘事項	措置内容
都市デザイン部 建築・開発指導室	開発登録簿発行手数料に係る現金出納帳について、15時以降に窓口で現金を受け取った場合には、翌日（又は週明け）に市金庫へ入金しているが、その日のうちに市金庫へ入金している記録になっていた。 「和泉市公金管理規程」並びに「和泉市職員による公金横領事案に係る再発防止策に関する報告書」における現金取扱事務の適正化に向けた取組（以下「再発防止策に関する報告書の取組」という。）に基づき、適正に事務処理をされたい。	現金出納帳において、15時以降に窓口で現金を受け取った場合について、翌日（又は週明け）に市金庫へ入金しているにもかかわらず、入金した日付が記載されていなかったため、記録上はその日のうちに市金庫へ入金している形となっていました。（見えてしまっていました。） このことから、本指摘を受けて以降、現金出納帳には市金庫へ入金した日付を記入し、確認者による確認印を押印することを徹底し、適切に管理しています。 なお、令和8年5月分より、全庁的に現金出納帳のデジタル管理が導入されたので、現在はシステム上で記録・確認を行っています。

監査対象機関	指摘事項	措置内容
都市デザイン部 建築住宅室	切手管理簿について、複数ページにわたる場合、糊付けし、割印する必要があるが、割印がされていなかった。 「郵便関係事務マニュアル」に基づき、適正に事務処理をされたい。	指摘事項については是正済みです。 今後においては、切手管理簿が複数ページにわたる場合、用件を実施した担当者が糊付けを行い、所属長に割印を依頼することを徹底し、所属長も、毎月糊付け割印等を再確認するよう対応します。 「郵便関係事務マニュアル」については、再度全員に周知し、適正な事務処理を行ってまいります。

監査対象機関	指摘事項	措置内容
都市デザイン部 土木維持管理室	道路台帳図交付金に係る現金出納帳について、訂正印漏れがあった。 公共用地境界明示複写図面の交付代金の収納について、納入書の日付漏れがあった。 「和泉市公金管理規程」並びに「再発防止策に関する報告書の取組」に基づき、適正に事務処理をされたい。	指摘事項については、是正済みです。「和泉市公金管理規程」並びに「和泉市職員による公金横領事案に係る再発防止策に関する報告書」に基づき、担当者間のダブルチェックに加え、上司のチェック体制も強化しております。なお、現金出納帳につきましては、5月1日からデジタル現金出納帳を活用しております。

監査対象機関	指摘事項	措置内容
上下水道部 公共下水道事業会計	受益者負担金収納において、現年度受益者負担金の領収印管理簿の記載漏れがあった。 「和泉市公金管理規程」等に基づき、適正に事務処理をされたい。	領収印管理簿の記載意識を高めるため、領収印と領収印管理簿を現金取扱マニュアルとともに輪ゴムで止めた状態で保管するようにしました。 また、今後このようなことが無いように課内にて本事案を共有し、現金の取扱いについて、再度手順確認をおこないました。

監査対象機関	指摘事項	措置内容
教育・こども部 学校管理室	随意契約である塵芥収集運搬業務委託の契約について、予定価格の積算根拠が添付されておらず、金額の妥当性が示されていないかった。 随意契約を行う場合、予定価格の設定に当たっては、「随意契約ガイドライン」に基づき、適正に事務処理をされたい。	当該業務については、各学校において発生した一般廃棄物の収集運搬業務を委託するもので、市内の地域ごとに割り振られた収集運搬担当者との間で、業務委託契約を締結しているもの。 指摘を受け、予定価格の積算方法を明確にするとともに、根拠資料等を添付いたしました。 今後については、随意契約の際に、積算根拠資料の添付漏れがないように、確認を徹底して参ります。

監査対象機関	指摘事項	措置内容
生涯学習部 生涯学習推進室	①随意契約である留守家庭児童会の出退勤打刻システムの契約について、予定価格の積算根拠が添付されておらず、金額の妥当性が示されていなかった。 随意契約を行う場合、予定価格の設定に当たっては、「随意契約ガイドライン」に基づき、適正に事務処理をされたい。 ②随意契約である駐車場賃貸借の契約について、随意契約理由書及び見積書が添付されていなかった。 「随意契約ガイドライン」に基づき、適正に事務処理をされたい。	①本システムは、プロポーザルにて決定したもので、類似となるものがなく、予定価格の設定が困難ですが、プロポーザルで決定した金額より増額した部分について、市場の価格上昇と比較し、その妥当性を確認し、積算根拠を添付しました。今後は漏れないようにダブルチェックを行っていきます。 ②随意契約理由書並びに契約金額の妥当性を判断した積算根拠資料（和泉市行政財産使用料徴収条例に基づく金額を下回ること）及び見積書を添付しました。今後は漏れないようにダブルチェックを行っていきます。

監査対象機関	指摘事項	措置内容
生涯学習部 文化遺産活用課	文化財関係図書売上収入において、現金出納帳の記載漏れがあった。 「和泉市公金管理規程」並びに「再発防止策に関する報告書の取組」に基づき、適正に事務処理をされたい。	領収印使用簿と現金出納帳との確認が徹底できていなかったことによるもので、指摘があった以降は、毎回領収印使用簿と現金出納帳とを比較して確認しております。